

暮らしの税務相談

10

16

地域情報

減価償却制度の改正について

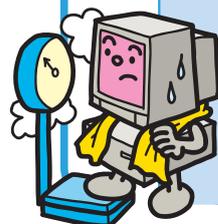
減価償却制度改正のポイント

減価償却とは、企業が機械装置、器具備品、車両運搬具などの設備を買ったり、建物を建てたりした際の費用を、何年かに分けて経費とする計算のことです。

平成18年度の改正で、会計や申告をする上で難解なものの一つである減価償却制度について改正が行われました。すでに平成19年度の個人の確定申告で新しい制度の適用がはじまった部分もあります。どのような変更が加わったのか、簡単に確認をしてみたいと思います。

まず、減価償却の考え方についてですが、原則的に事業用で10万円以上の資産を購入した場合には、一括で経費にすることができず、資産の種類ごとに税法で定められた期間(法定耐用年数)にわたって経費とする計算が行われます。

平成18年度の改正が行われるまでの減価償却は次のように行われていました。例えば事業用の車(法定耐用年数6



年)を年の初めに100万円で購入したとします。

①旧定額法…法定耐用年数にわたって毎年同額を減価償却費として計算する方法です。

②旧定率法…定額法に比べ初期段階で費用計上ができるように法定耐用年数により定められた償却率により計算する方法です。

いずれの方法も残存価額(法定耐用年数経過後に残っている価値)を取得価額の10%として計算します。ただし、税務上は取得価額の5%まで償却することができました。

平成18年度の改正では、まず、平成19年4月1日以後に取得した10万円以上の資

〈表1〉

1年目	1,000,000×0.9×0.166=149,400 1,000,000×0.319=319,000
2年目	1年目と同じ 681,000×0.319=217,239
3年目	1年目と同じ 463,761×0.319=147,939
4年目	1年目と同じ 315,822×0.319=100,747
5年目	1年目と同じ 215,075×0.319=68,608
6年目	1年目と同じ 146,467×0.319=46,722
7年目	1,000,000×0.95-896,400=53,600 99,745×0.319=31,818
8年目	償却なし 1,000,000×0.95-932,073=17,927

□旧定額法(償却率0.166) □旧定率法(償却率0.319)

産については、これまでの減価償却費よりも初期段階で多くの費用が計上できるように償却率が見直され、残存価額も1円まで償却ができるようになっていきます。その代わり、初期の償却費が大きくなるため、毎年の減価償却費が取得価額に法定耐用年数に応じた保証率を下回ってしまう場合には、そのときの帳簿価額に対して改訂償却率をかけることで調整していくことになります。

改正された税法での償却のイメージは次のようになります。

〈表2〉

1年目	1,000,000×0.167=167,000 1,000,000×0.417=417,000
2年目	1年目と同じ 583,000×0.417=243,111
3年目	1年目と同じ 339,889×0.417=141,733
4年目	1年目と同じ 198,156×0.417=82,631
5年目	1年目と同じ 115,525×0.500=57,762
6年目	165,000-1=164,999 115,525×0.500=57,762

□定額法(償却率0.167) □定率法(償却率0.417)

ここまでのお話はすでに始まっている取り扱いです。

この改正では、すでに減価償却が済んでしまった資産について5年にわたって1円まで償却できることになっています。ただし、法人では平成19年4月1日以降に開始した事業年度から個人の方は、平成20年度分の申告から適用となりますのでご注意ください。

監修 浦和税理士法人 税理士 伊藤信彦

創業から株式公開まで、幅広くサポートいたします。

税理士業務

- 法人・個人の決算及び申告書類の作成
- 相続・贈与・譲渡等の申告書類の作成
- 各種税金に関する相談
- 税務関係の書類作成
- 税務調査の立会

会計業務

- 記帳代行
- 会計処理の指導及び相談
- 試算表作成

税理士

伊藤 信彦
荻原 岳志
松波 竜太

浦和税理士法人

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸4-16-7

TEL.048(837)8555
FAX.048(837)8556

<http://www.urawa-tax.com>